

令和5年度 北海道函館商業高等学校の部活動に係る活動方針

令和5年4月5日 校長 藤田 和 秀

◎活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、設置者である北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方針」に準じ、「北海道函館商業高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定した。
- ・部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した「休養日や活動時間」を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」（平成30年3月28日北海道教育委員会決定）で示している、働き方改革に向けた取り組みを推進する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

【運動系】野球部・サッカー部・女子サッカー同好会・男子バスケットボール部・女子バスケットボール部・男子バドミントン部・女子バドミントン部・陸上競技部・卓球部・女子ソフトテニス部・水泳部・女子バレーボール部

【文化系】吹奏楽部・合唱部・書道部・ボランティア部・茶道部・写真部・漫画研究部・放送局・図書局・簿記部・珠算部・商業研究部・ワープロ部・パソコン部

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。

【連絡先】北海道函館商業高等学校

函館市昭和1丁目17番1号 TEL(0138)41-4248 Fax(0138)41-4250

E-mail : hakodateshougyou-z0@hokkaido-c.ed.jp （担当：教頭）

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、持続可能な運営が行えるように努める。
- ・部活動に要する経費等に係る資料を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得るよう努める。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・生徒や教員数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ・適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう、可能な限り、部活動ごとの複数顧問の配置に努める。
- ・部活動顧問会議等を必要に応じて適宜、実施する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(1) 運動部活動における適切な指導

- ・スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ・生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる

指導を行う。

3 部活動の活動時間及び休養日について

- ・部活動における活動時間及び休養日については、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、設置者である北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方針」に測り、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に十分留意し設定する。

(1) 活動時間

- ・平日：3時間程度 休業日：4時間程度とし、1週間の活動時間は16時間程度とするよう努める。
(練習試合や大会等を除く)

(2) 休養日

- ・週当たり1日以上、週末または祝日に月1日以上を休養日に設けるように努め、年間で73日以上
の休養日を設けるよう努める。
- ・週末または祝日に大会等で活動した場合は、休養日を他の日へ振り替えるよう努める。
- ・学校閉庁日は休養日とするよう努める。
- ・大会等の前で、活動を行う場合（高体連、高文連、高野連等が主催する大会等の日の前日から起算
して1か月以内の期間の場合）は、代替の休養日を設ける。

4 部活動の充実について

(1) 環境の整備

- ・保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。
- ・学校と地域が協働・融合した形で地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ・学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、取組を推進する。

(2) 参加大会等の検討

- ・生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等を検討する。（本校「特別活動運営委員会」との連携）

(3) 信頼関係づくり

- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを行う。
- ・体罰等は絶対に許されないという考えを持ち指導を行う。

(4) 集団づくり

- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。